

1 修正のポイント

(1) 防災基本計画の修正に伴う見直し

ア 平成27年7月における修正

- 広島県で発生した土砂災害及び御嶽山噴火災害を踏まえ、土砂災害及び火山災害の対策強化等を図るため、防災基本計画が修正されたことから、修正内容について県地域防災計画に適切に反映。

イ 平成28年2月における修正

- 活火山法・水防法などの改正内容及び関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえ、防災基本計画が修正されたことから、修正内容について県地域防災計画に適切に反映。

(2) 本県の新たな防災体制の確保に伴う見直し

ア 広域防災拠点の配置

- 広域防災拠点の運用開始に伴い、県計画に広域防災拠点を位置付けるもの。

イ 被災者台帳システムの整備

- 本県において新たに被災者台帳システムを整備したことに伴い、県地域防災計画を修正。

(3) その他所要の見直し

2 主な修正内容

(1) 防災基本計画の修正に伴う見直し

ア 平成27年7月における修正

(ア) 広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化(本編)

- 市町村は、避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、あらかじめ発令範囲を設定するよう努めることとしたこと。【第2章第5節】
- 市町村は、避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施や防災マップ等の作成・配布を行うよう努めることとしたこと。【第2章第5節】
- 市町村は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合、早めの段階での避難準備情報の発令を検討することとしたこと。【第3章第15節】

(イ) 御嶽山噴火災害により得た教訓を踏まえた対策の強化(火山災害対策編)

- 退避壕及び退避舎等の必要性について、火山防災協議会(以下「協議会」という。)において検討することとしたこと。【第2章第1節】
- 火山災害に係る防災知識の普及や防災訓練の実施について、観光事業者等と連携しながら行うこととしたこと。【第2章第2節、第4節】

イ 平成28年2月における修正

(ア) 活火山法の改正を踏まえた火山防災対策の強化(火山災害対策編)

- 火山災害警戒地域(以下「警戒地域」という。)に指定された県及び関係市町は、共同して協議会を組織することとしたこと。【第2章第1節】
- 協議会では、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等、警戒避難体制の整備に関する取組について協議することとしたこと。【第2章第1節】
- 警戒地域に指定された県及び関係市町は、地域防災計画において、警戒地域ごとに、情報収集、警報等の伝達方法、避難に関する事項等、警戒避難体制に関する事項について定めることとしたこと。【第2章第1節】
- 市町村は、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で災害発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設(以下「避難促進施設」という。)について、名称及び所在地を市町村地域防災計画に定めることとしたこと。【第2章第1節】
- 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成・公表するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施することとしたこと。【第2章第6節】

(イ) 水防法の改正を踏まえた見直し(本編)

- 市町村は、想定し得る最大規模の降雨により浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域と指定すること、また、県は、想定し得る最大規模の高潮により浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定することとしたこと。【第2章第13節、第15節】
- 市町村は、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所、避難経路等、避難訓練に関する事項等について定めることとしたこと。【第2章第13節、第15節】

(※右上に続く)

(ウ) 関東・東北豪雨における教訓を踏まえた運用の改善(本編)

- 県及び市町村が策定する業務継続計画に定めるべき事項について、災害時において優先して実施すべき業務、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制等を新たに位置付けることとしたこと。【第2章第23節】。

(2) 本県の新たな防災体制の確保に伴う見直し(本編)

ア 広域防災拠点の配置

- 県は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を行うため必要があると認めるときは、広域防災拠点を開設することとしたこと。【第3章第1節の2】
- 県は、開設した広域防災拠点を運営するため、各広域防災拠点施設の管理者、市町村その他の防災関係機関等と連携を図ることとしたこと。【第3章第1節の2】

※ 広域防災拠点は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策のため、必要があると認めるときに開設され、大規模災害に対応する機能が集約された「全県拠点」としての広域支援拠点及び支援部隊が集結するなど被災地支援の「前進基地」としての後方支援拠点により構成される。

イ 被災者台帳システムの整備

- 市町村は、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成することとしたこと。【第4章第2節】
- 市町村は、被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、発災後遅滞なく、被災者に罹災証明書を交付することとしたこと。【第4章第2節】

※ 被災者台帳システムは、迅速な罹災証明書の交付や避難元市町村、避難先市町村、県による被災者台帳の共有等により、発災後における被災者支援に係る事務を総合的かつ効率的に実施するため、本県独自に整備したシステムである。

(3) その他所要の見直し(本編)

- 県国土強靱化地域計画と県地域防災計画の関係について規定したこと。【第1章第3節】
- 「公共的団体その他防災上重要な施設の管理者」に、一般燃料供給事業者を位置付けたこと。【第1章第4節】
- 報道機関は、県及び市町村が災害情報システムからLアラートへ送信した情報について、県民等に広報を行うよう努めることとしたこと【第3章第5節】。

※ 地震・津波災害対策編及び原子力災害対策編についても、本編に準じ必要な見直しを行ったこと。